

## 消費税改正に関するお知らせ

---

- 令和1年10月1日より、教習料金に掛かる消費税率が8%から10%となります。  
これにより、令和1年10月1日以降に実施する教習料金には10%の消費税が掛かります。
- 令和1年9月30日までにお預かりしていた教習料金につきましては、**実際に教習を受けた時点**での税率が適用されるため、令和1年10月1日以降に実施するすべての教習について、**増税分の2%が加算**される事になりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。
- ※1：仮免試験料、仮免交付料、キャンセル料を除きます。
- ※2：増税分のキャンペーンやデイスカウト行為は、消費税転嫁対策特別措置法により禁止されております。
- ※3：増税分による差額は、卒業時に精算させて頂く予定です。

---

お問い合わせ先：

株式会社相模中央自動車学校

住 所 〒252-0203 神奈川県相模原市中央区東淵野辺1-7-1

電話番号 042-752-3441

---